**自衛隊を朝鮮戦争に送るな！！**

憲法で「国民の生命と財産は、これを守らない」と明記した場合、守らなくても良くなるか？

（実定法（成文法）：権限を有する機関によって文字によって表記される形で制定されている法）

（自然法：普遍的な法、歴史上の何時でも何処でも当てはまる）

国連の理念は「交戦権を行使（武力の行使・威嚇）」日本の憲法は「交戦権を認めない」「軍隊は保持しない」

日本の憲法の理念と真逆の理念の組織が国連である。

何故、加盟しているのか？

国家には国民の生命と財産を守る義務がある。

よって、憲法第９条で「交戦権や武力の行使、武力の威嚇を用いて紛争を解決しない」と明文したのであれば、それ以外の方法で義務を遂行しなくてはならない。

その「方法」が何処に書かれているか？

答え　憲法前文

「平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意した。」

ここで既に前提条件が間違っている。「平和を愛さない」「公正も信義もない」ような国が近隣に存在し、それらの国が尖閣・竹島・拉致と言った「侵略」を行っている。

そのような国を信頼して、自国民の安全と生存を保持出来ない。

アメリカの大統領選、トランプ氏の発言

「日米安保は不公平、日本はアメリカの為に戦争しないのに、アメリカだけが日本を守る為に血が流さなくてはならない。こんな条約は破棄し、日本は日本に守らせたらいい。核武装したらいい」

ここに「別解」があった。

アメリカに守って貰う（他力本願）である。

自衛隊は憲法（第９条）違反、日米安保破棄、これこそが「真の戦後体制からの脱却」である。

そもそも論として日本国憲法は無効

・国際法違反（戦勝国が敗戦国の憲法を制定）

・主権の移譲の系譜（天皇→ＧＨＱ→国民）占領統治前と後で「主権者」が変わっている

・（大日本帝国）憲法改正の手続きで「主権の移譲」は限界を超える。とするのが憲法学の定説

・摂政を置く間は憲法改正が出来ない。（占領統治下で主権が停止している状態で改正出来ない）

・国民の自由に表明出来る意志で決定していない。（ポ宣言違反）（公職追放等の圧力）

・憲法第１条を憲法改正で「廃止」出来る。（赤子思想の国家観、国体の否定）

・アメリカの学生が１週間で作成

〇軍隊と自衛隊

そもそも世界には自衛隊なる「概念」が無い。海外で自衛隊は「ジャパニーズアーミー」と呼称される。

軍隊：禁じられている事以外、何でもする。（民間人への攻撃、捕虜の殺害、大量殺戮兵器の使用等）

自衛隊：法律で認められた行為しか出来ない。

軍隊には、個別的自衛権も集団的自衛権も「分ける必要」が無い。だから、軍隊の持つ「権利」として不可分に扱われる。

〇国連憲章第５１条

「この憲章のいかなる規定も、国際連合加盟国に対して武力攻撃が発生した場合には、安全保障理事会が国際の平和及び安全の維持に必要な措置をとるまでの間、個別的又は集団的自衛の固有の権利を害するものではない。この自衛権の行使に当って加盟国がとった措置は、直ちに安全保障理事会に報告しなければならない。また、この措置は、安全保障理事会が国際の平和及び安全の維持または回復のために必要と認める行動をいつでもとるこの憲章に基く権能及び責任に対しては、いかなる影響も及ぼすものではない。」

「Nothing in the present Charter shall impair the inherent right of individual or collective selfdefense if an armed attack occurs against a Member of the United Nations, until the Security Council has taken measures necessary to maintain international peace and security. Measures taken by Members in the exercise of this right of self-defense shall be immediately reported to the Security Council and shall not in any way affect the authority and responsibility of the Security Council under the present Charter to take at any time such action as it deems necessary in order to maintain or restore international peace and security.」

inherent right of individual or collective selfdefense　（rightが単数形、rightsの複数形じゃない）

本来の　権利　　個別の　　　集団的の　自己防衛

軍隊ではない「自衛隊」に限定してのみ、この「１つ」であったはずの「個別的」「集団的」の自衛権を「２つ」の権利に分けた。（分ける必要が生じた？）

（共産国においては「労働」の権利しかなく「経営」の権利は無い。）

（資本主義社会では労働の権利も経営の権利も有する。）

侵略を受けた時に、無抵抗であれば自国民の生命と財産を守れない。だから「侵略を受けた場合に限って必要最低限度の範囲において「抵抗」はする必要がある」として「交戦権は否定するが、自衛権までは（憲法第９条は）否定していない。侵略から自国民を守る為に戦うだけの組織は軍隊に該当しない。守る為だけ（専守防衛）の武装組織として自衛隊を保持する。これは憲法違反ではない」とした。

憲法第９条の条文

日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する。

２　前項の目的を達するため、陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。国の交戦権は、これを認めない。

この条文を見れば、通常の国語力で読解すれば、明らかに自衛隊が「武力による威嚇」を旨とする組織なのは明白であり、侵略から自国民を守る為にだけ「戦う」としても、それは「武力の行使」に該当するのも誰の目にも明らかである。

ちなみに、誤解されがちだが日本は「交戦権」があります。武力の行使をする権利もあります。

ただ、それを憲法によって「制限」しているだけであり、「持っているけど、使わない」と言うのが正解。

決して「持っていない」のではない。

だから、仮に支那が日本に侵略を行い、それに対して自衛隊（日本国）が「交戦権」を行使しても、国際法上、何の違法行為にもならない。

〇国軍（政府軍）と皇軍

今回のテーマではないので簡単に触れておきたいが、現行憲法無効、帝国憲法有効に立ち、日本の軍隊は天皇が統帥する「皇軍」でありたい。

自衛隊は政府の配下にあり、政府の命令で戦う事になる。民主党が政権を取れば民主党政権の指揮下に置かれる。

又、戦地において自衛隊は軍隊ではないので、軍人としての扱いを受ける「権利」が無い。

拷問をされても文句が言えない。（可能性がある）

集団的自衛権の範囲の活動を行う戦地の自衛隊は、「憲法に違反している」と言う「恐れ」が払拭され切れないし、自衛隊の存在そのものが違憲の可能性が払拭されていない。（自衛隊合憲の判断はない）

国家の誇りを背負って戦地に赴く勇士に対して、最低限の礼節として出世兵士を送る歌で送り出し、大君の名の下に戦わせてあげなければならない。

それでこそ、散華した際には英霊として靖国神社に祀られて最高の名誉を受ける事が出来るのではないか？

少なからずの自称「保守」「愛国」の者は、安易に安倍の集団的自衛権行使容認、それに伴う安保改正を支持したが、自衛隊員を政府の駒として戦場に送り出して平気なのだろうか？

天皇陛下に召され、大君の為に命を惜しまずに戦う「皇軍」として送り出すのが、死を覚悟して国家の為に戦う者への責任ではないだろうか？

以上の・・・

・国連（憲章第５１条）の言う（個別・集団）自衛権

・国連加盟国として、国連の理念を尊重する立場にある（紛争解決に交戦権を使う）

・憲法第９条と自然法としての「国民の生命と財産を守る義務」の兼ね合い

・自衛隊と軍隊と皇軍の違いを知る

などを考えた上で、今回の「憲法（第９条）の解釈を変更し、これまで憲法第９条の下では集団的自衛権は行使出来ないとされてきたが、今後は行使出来る事にする。従来の個別自衛権しか行使出来ないと言う前提でなされていた法整備を、集団的自衛権の行使が容認される事によって「可能」となる行動範囲が拡大されるので、必要な法整備（改正、新法制定）を行う」とした安全保障関連法案改正（いわゆる安保改正）を考えてみたい。

朝鮮戦争（1950.6.25～1953.7.27休戦）

1951.6.23ソ連の国連大使が休戦協定を提案し、1951.7.10から休戦会談が断続的に繰り返された。

実質的な休戦状態となったことで軍事的に余裕をもった韓国は1952.1.18「李承晩ライン」を宣言。

犠牲者は、韓（軍100民140）朝（軍90民200）計530（戦死350）（6人に1人が犠牲）

国連軍15（米軍14）人民解放軍18人民志願兵70　※単位は万人

中華民国と支那（china）は別のモノ

先の大戦の終了後、戦勝国としてアメリカ・ソ連・フランス・イギリス、そして「中華民国」の５つの国が常任理事国（拒否権を持つ）となった。

当時、日本（領）であった「日本」「台湾」「朝鮮」「満州」「樺太」「北方領土」「新南群島」などなどが、日本領でない事になったとされる・・・

日本本土は米国、満州・樺太・北方領土等はソ連、台湾は「中華民国」、朝鮮は南が米国、北がソ連とそれぞれ統治される。その後に支那大陸では「中共（中国共産党）」との内戦となり蒋介石率いる「国民党」が台湾に撤退を余儀なくさせられ、膠着状態の末に「中華民国」が消滅する。

本来、国民党の蒋介石が中共との闘いに勝利し、再び支那大陸を「中華民国」として統治していれば、国連の常任理事国として拒否権を持つ国として問題無かったが、中華民国が消滅した為に、支那大陸において実効支配をしていた「中共」を支那の正式な政府と認め、国家として認め、そして常任理事国とする事となった。（国連が発足して直ぐの常任理事国の消滅によって国連の威信を損なう事を避ける為）

敵国条項

第５３条

「第二次世界大戦中に連合国の敵国だった国」が、戦争により確定した事項に反したり、侵略政策（ファシズム、覇権主義）を再現する行動等を起こしたりした場合、国際連合加盟国や地域安全保障機構は安保理の許可がなくとも、当該国に対して軍事的制裁を課すこと（制裁戦争）が容認され、この行為は制止できないとしている

（旧敵国相手なら、平和的に解決する義務すら負っていないとする説もある）

本来「中華民国」とは別の国である「支那」が戦勝国の一員として「拒否権」を持ち、日本は「旧敵国」と位置付けされている。歴史的事実から見て明らかに「公正」な立場関係ではないが、現実にはそのような立場関係となっている。

そもそも論として、日本は「侵略戦争」をしておらず、真に裁かれるべきは有色人種を奴隷支配し、アジア等の有色人種の国々を植民地支配していた白人、列強諸国である。

経済封鎖や合法に建国・開拓した満州国からの撤退などの挑発行為、宣戦布告行為に対して、やむなく戦争に投入した自衛戦争である。

このような真の歴史に立脚すれば、国連（戦勝国連合）に旧敵国として加盟する事が根本的に不可解。

法的地位未定問題（台湾や新南群島、千島列島、樺太など）

平和条約の第２条「台湾及び澎湖諸島に対するすべての権利、権原及び請求権を放棄する。」等の表記になっており、（日本から）放棄された台湾の主権がどこに帰属するのか譲渡先が明記されていない為、台湾の法的地位は未定とされる（台湾法的地位未定論）

朝鮮（半島）については、平和条約第２１条において「朝鮮の独立を承認する」とされているので、台湾と同様の「法的地位未定」の問題はないが、この条約の発効は1952.4.28であり、それまでの間は（厳密には）朝鮮は日本国であった。少なくとも日本国内においては法的にそのように扱わざるを得なかった。

歴史的事実としては、南が1948.8.15北が同年9.9に建国（宣言）をした。

朝鮮の建国の以後、朝鮮半島から日本国に正規の手続きを経ずに渡ってくる人間について、日本国としては（平和条約発効までは）「朝鮮半島は日本領、そこの人間は日本国籍を持っている。日本国籍を持つ人間が日本国に上陸する事は密入国（不法入国）には該当しない」とした。

（勿論、朝鮮においては「密出国（不法出国）」である。）

平和条約発効までは国内にいた朝鮮人も、「半島は日本領である」として日本国籍の所持を認めた。

（発効に伴い、朝鮮は正式に独立したと認めた為に、朝鮮人は日本人（国籍）ではないとして、日本国籍を離脱した）

ここで「果たして朝鮮の建国は日本国として正当なものと認められるのか？」を考えてみよう。

問１　現在、日本は戦争中ですか？

答え　「はい」とも「いいえ」とも言える

問２　日本列島は日本人だけのものじゃない。との発言がありましたが、では「朝鮮半島は朝鮮人だけのものじゃない」と言うのは正解か？

答え　「正解」（「不正解」とも言える余地はある）

朝鮮半島は、朝鮮人のものじゃない。ですら「正解」とも言える。（例：イスラエル）

朝鮮戦争と集団的自衛権 （川東大了ブログより抜粋）(http://kawahigashi-d.jugem.jp/?eid=27)

１９５０年から始まった朝鮮戦争は、６５年が経過した現在も終戦を迎えていない。現在も戦争の真っ最中である。別名「アコーディオン戦争」と呼ばれたこの戦争は、双方が一進一退を繰り返し、夥しい死傷者を出す事となった。

米ソの「代理戦争」的な背景事情もあったり、中華人民共和国の介入もあったりした事もあるにしろ、根本的な元凶はやはり、双方の指導者である李承晩と金日成であろう。朝鮮半島において、朝鮮人同士が戦い、殺し合い、多くの同胞が命を落とし、罪の無い子供が戦災を被り、親を失い孤児となり、そのような悲惨を極める中において、平然と朝鮮半島の支配者を目指して戦いを止めようとしなかったのだ。

ただし、私は朝鮮戦争に反対するつもりはない。

日本は国際連合の加盟国である以上、紛争を解決する手段として「戦争」を用いる事に反対するべきでないからね。仮に紛争を解決する手段として「戦争」を否定するなら、国際連合の理念とは正反対なので、国連から脱退するべきだと思う。

朝鮮半島の未来を、朝鮮人の手で決める。朝鮮人だけの手で決める。素晴らしい事である。

そして、彼らはその「民族自決」の権利を行使し、その手段として「朝鮮戦争」を選択しているのである。

その事に、部外者である日本人から文句を言う事は出来ない。一言、言うとすれば「双方とも、心おきなく戦い、全力を出し合って悔いの残さない戦いをして下さい」であろうか・・・

ちなみに、この朝鮮戦争は「休戦協定」が結ばれている時期もあったが、現在では北朝鮮から一方的に「破棄」が宣言されている。その事からも分かるように、朝鮮半島は非常に不安的な地域である。

更に近年は、韓国が支那の属国化を加速し、経済的な関係では実質的に支那に取り込まれていると言っても過言ではない。逆に北朝鮮と支那の関係は悪化しているのも周知の事実である。支那は、正当な後継者（元第一王子）である金正男を手中に持っており、母親が在日である金正恩の暗殺に成功すれば、金正男を後の北朝鮮の指導者に据えて傀儡国家とするつもりだろう。それに対して、金正恩も支那に通じる裏切り者を次々と粛清していっている。

それに加えて、在韓米軍が今年度で韓国から撤退し、有事の際の「指揮権」を韓国に返還する運びになっている。今、北朝鮮が韓国に侵攻すれば、アメリカは不本意ながらも韓国の為に北朝鮮と戦争せざるを得ないが、来年以降は中立の立場に立てる。

その時のスローガンは決まっている「南朝鮮の解放」（何から解放するかは不明）「南北の統一」である。

このスローガンで朝鮮戦争が再開すれば、本来は朝鮮国内の問題であり、韓国と軍事同盟のあるアメリカは兎も角、日韓の軍事同盟が無い日本は全く関係がないし、内政不干渉の原則を厳しく守るべきである。

しかし、ここでアメリカの思惑が錯綜する・・・

朝鮮戦争では、アメリカ軍も多くの義性を出している。アメリカ将兵の命を義性にして３８度線以南の地を大韓民国として守ったのだ。同じ資本主義陣営の国を、赤い支那の大陸の隅っこに確保したのだ。

アメリカとしては、アメリカ将兵の命を義性にまでして確保した資本主義陣営の国、韓国を赤い国である支那にあっさりと飲み込まれてしまうのは放っておけないのだろう。

しかし、自分達がこれ以上、朝鮮人と関わりを持つのは我慢の限界に達している。

そこで、出て来るのが日本である。

適当な理由をつけて、アメリカが韓国を見捨てた後は、韓国の面倒を日本に押し付けるのが、最善の方法である。

これこそが、今回の「集団的自衛権行使容認に伴う、安全保障関連法案の改正」の正体だと、私は主張して反対して来た。

今回、改正された法律の１つに「周辺事態（安全確保）法」がある。改正後は「重要影響事態安全確保法」である。

元々は「日本の周辺」に限定していた法律だったが、集団的自衛権の行使が認められた事に伴って、日本の周辺でなくても、地球の裏側であっても適用出来るように改正したので、「日本の周辺」と言う文言が削除された。

よって、名称も「周辺事態」から「重要影響事態」となった。

本来は、この法律が朝鮮での有事・動乱・戦争に対応する為の法律であった。

改正前は、日本の自衛隊の行動には大きい制限が設けられていて、「アメリカ軍の後方支援（勿論、集団的自衛権の範囲は駄目）」と「国連平和維持活動（ＰＫＯ）への参加（勿論、集団的自衛権の範囲は駄目）」しか出来なかった。

先述したが、韓国とアメリカには軍事同盟があり、そのアメリカと日本にも軍事同盟があるので、確かに、アメリカを支援する事は分かる。そして、国連平和維持活動への参加も、「国際貢献」の一貫として別に反対はしない。

個人的な意見で言えば、竹島を奪っている敵国の為に、国際貢献と言えど、自衛隊を派遣するのは反対したいが・・

韓国には多くの日本人が居住しているのも事実であり、そのような観点からも韓国を守るアメリカを守る事によって間接的に在韓同胞の救助や保護に協力するのも当たり前だ。

個人的な意見で言えば、竹島を奪っている敵国の韓国に自分の意志で移り住むような奴は、同じ日本人でも助ける必要ないと思っている。いわゆる自己責任だから、自分の力で日本に逃げて来いと言いたいがね・・

そして、改正後はと言うと、「国際連合憲章の目的の達成に寄与する活動を行う外国の軍隊」と「その他、それに類する組織」の支援が出来る事になった。当然だが、改正前は集団的自衛権の行使とされる行為・行動は出来なかったが、改正後は集団的自衛権の行使とされる、よりリスクの高い行為・行動まで出来る事になっている。

いや、ちょっと待ってくれ。

日本は国連加盟国なので、国連の安保理による行動への支援とか、軍事同盟がある外国への支援とか理解出来るが、なんで、遠まわしな表現になっているのだ？「安保理の決議に基づく作戦行動を行う外国の軍隊」では駄目なのか？そして、「その他、それに類する組織」って何じゃこれ？

韓国は現在、日本の固有の領土である竹島を侵略している敵国である。

常識的に考えたら、「支援できない外国の軍隊」の項目を設けて、「現に日本国の主権を侵害している敵国の軍隊は支援出来ない」とか必要じゃないだろうか？

しかし、改正後の条文を読む限り、「韓国軍の後方支援は出来ない」と読める部分はない。

むしろ、改正前だと出来ない事が明確だったのが、改正後は、どう見ても「出来る」としか読み取る事が出来ない。

場合によっては、朝鮮動乱の際には支那の人民解放軍も、韓国の援軍として参戦する可能性がある。

南沙諸島で侵略的野心を燃やし、紛争の火種を起こし、少数民族への民族浄化を行っている、誰がどう見ても「国際連合憲章」と真逆の支那の人民解放軍を、「国際連合憲章の目的の達成に寄与する活動を行う外国の軍隊」と認定して支援するのか？

断じて、朝鮮半島での有事については、朝鮮の内政問題として、内政不干渉を貫くべきである。

日本に火の粉が及んだ際にのみ、個別的自衛権で対処すればいい。

歴史を学べば、支那や朝鮮に関わっては駄目な事は誰でも分かる。

そして、もしも首を突っ込めば、必ず、後日、ありもしない捏造の事件や戦争犯罪で、子供や孫に多大な負の遺産を残す事になる。それを、良く知る人間達までもが一緒になって、安保改正に大賛成したのには正直、ショックを受けたものだ・・・